
■ 退会するのに違約金！ キャンペーン価格で入会したジム

【事例】

近所にスポーツジムがオープンし、新規入会キャンペーンが行われていたので、割引料金で申し込みをした。ジムでマシンを使って運動したところ、膝が痛くなってしまった。自分には負荷が大きすぎると思い、退会を申し出ると

「キャンペーン価格で入会した場合、半年間はやめられない。やめる場合は半年分の会費に相当する違約金を支払わなければならない。」と言われた。（60歳代 女性）

（※国民生活センター 見守り新鮮情報 第327号）

■ 店舗で交わした契約は原則クーリング・オフは出来ません

○契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法等を確認しましょう。確認して分からないことがあれば、スタッフなどに十分に説明してもらいましょう。

○特にキャンペーン等で入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金等を請求されたりするので注意しましょう。

○入会後に健康状態等により通うことが困難になる場合もあります。事前に家族や周囲の人に相談することも大切です。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
